

京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年1月8日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第3号

京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則

京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例」の右に「(以下「条例」という。)」を、「地方公務員法」の右に「(以下「法」という。)」を加える。

第2条第1項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第5条中「京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例」を「条例」に改め、同条を第7条とする。

第4条の次に次の2条を加える。

(会計年度任用給食調理員の給料月額)

第5条 条例第2条第1項に規定する会計年度任用給食調理員（以下「会計年度任用給食調理員」という。）の給与その他の給付については、前各条の規定にかかわらず、この条及び次条に定めるところによる。

2 会計年度任用給食調理員の給料月額（条例第2条第2項に規定する短時間勤務会計年度任用給食調理員（以下「短時間勤務会計年度任用給食調理員」という。）にあつては、これに相当する報酬の月額をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる職務の級及び同表の中欄に掲げる号給に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職務の級	号 給	給 料 月 額
1 級	1号給から113号給まで	中欄に掲げる各号給の数と別表第1給食調理員給料表におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額

3 会計年度任用給食調理員の号給は、前項の表により決定する。

4 前項の号給の決定の基準は、別に定める。

5 第2項の規定にかかわらず、短時間勤務会計年度任用給食調理員の給料月額は、前3項の規定によりその者に適用される給料月額に、その者の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

(会計年度任用給食調理員の手当)

第6条 会計年度任用給食調理員の手当については、別に定めるものを除き、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員である給食調理員にあつては常勤の給食調理員の、短時間勤務会計年度任用給食調理員にあつては再任用短時間勤務給食調理員の例に準じて支給する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)